

マイナンバーカードに関するご案内

マイナンバーカードについて

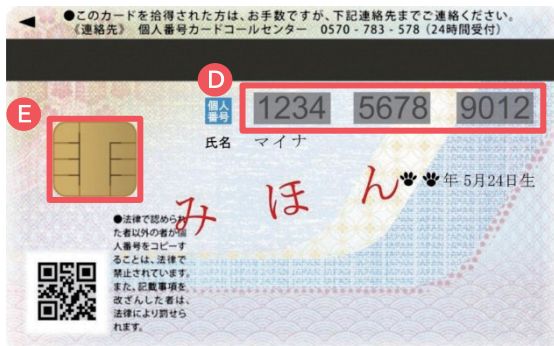
おもて面

※ 臓器提供意思表示欄が設けられています。



うら面

※ ICチップに強い磁気を近づけると故障する場合がありますのでご注意ください。



- ※ おもて面は、マイナンバーカードの所有者が同意する場合には誰でもコピーできます。
- ※ うら面は、マイナンバーを利用することが法律上認められた手続きである場合に限り、コピーが許されています。

A マイナンバーカードの有効期間

- 18歳以上の方：作成日から10回目の誕生日まで
- 18歳未満の方：作成日から5回目の誕生日まで

- ◆ 有効期間満了日の3か月前から更新の申請が可能です。（更新のご案内が送付されます。）
- ※ 在留期間がある外国籍の方の有効期間は、在留期間等満了日までです。在留期間を更新された場合、別途、有効期間変更のお手続きが必要です。

B 電子証明書の有効期限

発行日から5回目の誕生日、またはマイナンバーカードの有効期間満了日のどちらか早い日まで

- ◆ 有効期限はお忘れにならないようご自身でご記入ください。
- ◆ 電子証明書は有効期間満了日の3か月前から更新可能です。（更新のご案内が送付されます。）
- ※ 電子証明書について、詳しくは[2ページ]へ。

C 記載事項変更時の追記欄

- ◆ 住所・氏名等に変更があった場合に新しい情報を市役所などの窓口で記載します。ご自身では記入しないでください。（詳しくは[4ページ]へ。）

D ご自身のマイナンバー（個人番号）

- ◆ 12桁のマイナンバーが記載されています。

E ICチップ

- ◆ 申請時に不要とした場合を除き、電子証明書が搭載されています。（詳しくは[2ページ]へ。）

利用について

- 1 マイナンバーの提示が必要な場面でマイナンバーを証明する書類として利用できます。
- 2 顔写真付きの本人確認書類として広く利用できます。
- 3 ICチップに搭載の電子証明書を活用し、行政手続きのオンライン申請やコンビニなどで公的な証明書（住民票の写しなど）の取得等ができます。

さらに便利な使い方は
[3ページ]をチェック！



宇都宮市
Utsunomiya City

電子証明書について

マイナンバーカードには、2種類の電子証明書が搭載されています。

署名用電子証明書

- インターネット等で電子文書を作成・送信する際に、利用者本人が作成・送信したことを証明するものです。
- マイナ免許証（オンライン講習や住所変更ワンストップサービス等の利用）、e-Tax等の電子申請に利用します。

利用者証明用電子証明書

- インターネットサイトやコンビニなどの端末等にログインする際に、利用者本人であることを証明するものです。
- 健康保険証としての利用やコンビニ交付サービス、マイナポータルへのログインなどに利用します。

電子申請の際は、対応する機器の準備が必要となる場合があります。詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト（<https://www.jpki.go.jp>）をご確認ください。



暗証番号について

電子証明書などの機能を利用するため、4種類の暗証番号を設定します。

暗証番号の種類	暗証番号	主な利用場面
① 署名用電子証明書暗証番号	英数字6～16桁 英字は大文字	■ マイナ免許証やe-Tax等の電子申請など、署名用電子証明書を利用するとき
② 利用者証明用電子証明書暗証番号	数字4桁	■ マイナ保険証やコンビニ交付サービス、マイナポータルなどを利用するとき
③ 住民基本台帳用暗証番号	数字4桁	■ 住所・氏名等に変更が生じた場合に、行政機関でICチップのデータ更新などの手続きをするとき
④ 券面事項入力補助用暗証番号	数字4桁	■ オンライン申請時の自動入力など、券面の情報をテキストデータとして利用するとき

※②③④は同じ数字の設定が可能です。



暗証番号は、みだりに他者に教えないようにしてください。

署名用電子証明書暗証番号は、入力を連続して5回、その他の暗証番号は3回間違えるとロックされます。（暗証番号の再設定について、詳しくは4ページへ）



カードのセキュリティ対策について

カードの券面について

- 顔写真付きのため、なりすましは困難です。
- マイクロ文字や彩紋パターンなど、各種の偽造防止対策が施されています。

ICチップについて

- 税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。
- 利用には暗証番号が必要です。
- 不正に読み込むと自動で情報が消去されます。



紛失・盗難の際は、**24時間365日対応のマイナンバー総合フリーダイヤル**にご連絡ください。
カードを一時停止し、第三者の利用を防止します。



※ 詳しくは4ページをご確認ください。



便利に使う

マイナンバーカード

コンビニ交付サービスについて

※ マイナンバーカード交付後、約3時間でご利用いただけます。
ただし、翌開庁日から利用できる場合や、システムの混雑状況により、さらに時間がかかる場合があります。

宇都宮市では、マイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストアのキオスク端末（マルチコピー機）で窓口より安価に各種証明書がお取りいただけます。（※1）

証明書の種類	手数料	対象者	備考
住民票の写し	200円	本人・同一世帯の方	除票、改製となったものは取得不可（※2）
印鑑登録証明書	200円	本人	印鑑を登録している方（※3）
戸籍謄・抄本	350円	本人・同一戸籍の方	本籍地と住民登録地が相違する方は、事前に利用登録申請が必要（※4）
戸籍の附票	200円	本人・同一戸籍の方	
市県民税所得証明書・市県民税課税証明書	200円	本人（申告等により税情報がある方）	現年度のみ取得可能

◆利用時間◆ 午前6時30分～午後11時

※ システムメンテナンスなどにより、サービスが休止となる場合があります。

◆利用方法◆ マイナンバーカードをキオスク端末にかざし、利用者証明用電子証明書暗証番号を入力の上、画面の説明に従って操作を行ってください。

※ 詳しくは、 で検索。または、こちらから



※ 住民票の写しの取り方に関する動画を掲載しています。併せてご覧ください。



で検索。または、こちらから



◆注意事項◆

- ※1 市役所等の窓口で交付する証明書と様式が異なりますが、問題なくご利用いただけます。
- ※2 「住民票コードが記載された住民票の写し」は取得できません。
- ※3 印鑑登録証明書を取得できるのは、宇都宮市で印鑑登録がお済みの方で、「印鑑登録証（ピンク色）」または、「うつのみや市民カード・印鑑登録証（ピンク色）」を交付されている方です。
- ※4 本籍地の市区町村が「コンビニ交付サービス」で戸籍証明書を提供していない場合は取得できません。電子証明書の更新手続き後に再度、利用登録申請が必要な場合があります。

市役所本庁舎に行政キオスク端末を設置しています！

操作がわからない場合は、職員が操作をお手伝いいたしますので、お気軽にご利用ください。

※ ご利用は業務時間内、住民登録地が宇都宮市の方（戸籍謄抄本・附票は、本籍地も宇都宮市の方）に限ります。

行政手続きのオンライン申請について

マイナンバーカードを使って、各種行政手続き（転出届の提出や児童手当、介護保険に関する申請等）ができます。

※ 詳しくは、こちらをご確認ください。



書かない窓口について

マイナンバーカードを利用して、申請書に氏名・住所等を印字することで、最小限の記入で手続きができます。

※ 詳しくは、こちらをご確認ください。



健康保険証利用について

医療機関・薬局などで、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。

※ 詳しくは、こちらをご確認ください。



運転免許証利用について

マイナンバーカードのICチップに運転免許情報を記録することで、マイナンバーカードを運転免許証として利用することができます。

※ マイナンバーカードとマイナ免許証の有効期間は異なります。詳しくは、こちらをご確認ください。



※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。





こんなときは

よくあるご質問

Q 住所・氏名等に変更があったときは
どうしたらよいですか？

A 窓口でマイナンバーカードの
記載事項変更のお手続きが必要です。

マイナンバーカードに記載されている住所・氏名等に変更があった場合は、それらの変更のお手続きに併せて、マイナンバーカードを住民登録のある市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所・氏名等を追記欄に記載します。

※ 他市区町村に転出し、一定期間、転入のお手続きや転入後にカードの記載事項変更のお手続きを行わなかった場合は、カードが失効しますのでご注意ください。

※ 住所・氏名等に変更が生じた場合、署名用電子証明書は自動的に失効します。住所・氏名等の変更のお手続きに併せて、新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。

Q 暗証番号にロックがかかったときは
どうしたらよいですか？

A 暗証番号の再設定（初期化）が必要です。

暗証番号がロックされた場合や暗証番号を忘れてしまった場合は、住民登録のある市区町村の窓口またはコンビニのキオスク端末で、暗証番号の再設定（初期化）を行ってください。

※ コンビニのキオスク端末は、「署名用電子証明書」および「利用者証明用電子証明書」の暗証番号の再設定（初期化）のみとなります。ただし、「署名用電子証明書」または「利用者証明用電子証明書」どちらかの暗証番号の入力ができる場合に限りです。

詳しくは、こちらをご確認ください。



Q マイナンバーカードを紛失したときは
どうしたらよいですか？

A 以下のマイナンバー総合フリーダイヤル
（紛失等の場合には24時間365日対応）
に連絡し、マイナンバーカードの機能の
一時停止を行ってください。

マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合は、住民登録のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行ってください。

また、マイナンバーカードを紛失・損傷等し、カードの再交付を希望する場合には、住民登録のある市区町村の窓口で再交付の申請を行う必要があります。

紛失・損傷等に伴う再交付の際は手数料が掛かります。

Q マイナンバーカードの更新は
いつから行うことができますか？

A マイナンバーカード本体と電子証明書の
更新は、有効期間満了日の3か月前
から行うことができます。

マイナンバーカード本体や電子証明書の更新対象者には、有効期限の2～3か月前に、国から順次、有効期限通知書が送付されます。

マイナンバーカード本体または電子証明書の有効期限をお知らせする有効期限通知書が届きましたら、通知書の内容をご確認の上、更新手続きをお願いします。

詳しくは、こちらをご確認ください。



お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） ☎ 0120-95-0178

平日：午前9時30分～午後8時、土日祝日：午前9時30分～午後5時30分
（紛失・盗難の場合は24時間対応）

- ◆ 一部IP電話等で上記のダイヤルに繋がらない場合（有料） ☎ 050-3818-1250
- ◆ For Foreigners ☎ 0120-0178-27
 - ◇ English/Chinese/Korean/Spanish/Portuguese : 8:30 am - 8:00 pm
 - ◇ Thai/Nepali/Indonesian/Vietnamese/Tagalog : 9:00 am - 6:00 pm

パンフレットに関するお問い合わせ

宇都宮市 市民まちづくり部 市民課 個人番号グループ
☎ 028-632-5266

2026年4月作成発行